

I 平成12年度教育計画

1 教育の目標

福生市教育委員会は、人間尊重の精神を基調として、家庭や地域との連携のもとに、広く国際社会の信頼と尊敬を得られる知・徳・体の調和した人間性豊かな市民として成長することを願い、郷土の一員として生涯学び続け心身ともにたくましく心豊かな児童・生徒を育成するとともに、市民の生涯学習の支援に努める。

2 基本方針

福生市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、次の「基本方針」にもとづき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

基本方針1 人権尊重の教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にもとづき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する。

- (1) 学校教育・社会教育を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、すべての市民が人権問題への正しい理解と認識を深めることができる人権尊重教育を推進する。
- (2) 心身に障害のある人が市民として平等に活動できるよう、努力するとともに、障害への理解を深め、連帯感をはぐくむ教育を推進する。
- (3) 人種・民族・性別等を異にすることによって、市民の人権が損なわれることのない教育を推進する。

基本方針2 生涯学習の振興

市民、児童・生徒が、生涯にわたっていつでも自由に学び続けることができるよう、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する施策を総合的に推進し、生涯学習社会の実現を推進する。

- (1) 市民、児童・生徒が郷土・福生を愛する心を培い、地域社会の形成者として、郷土の一層の発展のために寄与する態度と資質を高める。
- (2) 市民の生涯学習を総合的に支援できるよう、学習のための諸施設の整備・活用、情報の提供、指導者の養成、学習機会や生涯学習ネットワークの整備・充実を図る。
- (3) 学校週5日制の趣旨を生かし、学校・家庭・地域社会それぞれの教育機能の充実と

連携の強化を図る。

- (4) 国際的な交流の機会を生かして、自国の自然や文化、伝統を大切にするとともに、世界に対する理解を深め、これらを尊重する心を養う。
- (5) 市民のボランティア活動を支援できるよう関係機関との連携を図るとともに、市民の学習活動の成果が地域において生かせるような環境整備を図る。

基本方針3 児童・生徒の健全育成の推進

いじめをなくし、子どもたちが人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるよう、都や他の区市町村関係機関との協力を生かしながら、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、心身の健康づくりを推進する。

- (1) 家庭・地域社会及び関係機関、各学校が連携を密にし、児童生徒一人一人に対する理解を深めながら健全育成を推進する。
- (2) 保護者の願いの十分な把握、教育相談の重視、全校的な指導体制の充実により、児童・生徒の心の内面に迫る指導・援助を推進する。
- (3) 生命の大切さの指導や、健康・安全についての理解を徹底して、自ら進んで健康の増進や体力の向上を図る能力と態度を育てる。
- (4) 児童・生徒の健康管理や環境の整備等に十分留意し、学校における事故を防止するとともに、地震等の災害に対しても安全の確保を図る。
- (5) 性にかかわる指導においては、人間の性やそれとのかかわりの深いエイズ等に関しての理解を十分深めさせ、児童・生徒が成長過程における課題に、適切に対応できるよう、援助・指導する。
- (6) 家庭・地域社会・関係機関との連携のもとに、薬物乱用防止に関する指導の推進を図る。

基本方針4 個性を生かす学校教育の充実

基礎・基本の学習の徹底を図るとともに、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成して、一人一人の個性を生かす教育を推進する。

- (1) 児童・生徒の実態を的確に把握して創意ある教育課程を編成し、一人一人の個性や能力を生かす指導の徹底を図り、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる教育を推進する。
- (2) 体験的な活動を重視するなど、教育内容・方法及び評価の改善を図り、児童・生徒に各教科等の基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるとともに、柔軟な思考力や豊

かな想像力・表現力を育成する。

- (3) 学習に遅れがちな児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒に対しては、一人一人の実態を適切に把握し、個性や能力が十分伸長されるよう指導を徹底する。
- (4) 児童・生徒が自己理解を深めながら将来にわたる生き方を考え、望ましい勤労観・職業観を身に付けられる教育を推進するとともに、個性・能力や希望等にもとづき主体的に進路を選択する進路指導を推進する。

—— 基本方針5 多様な学習機会を提供する社会教育の充実 ——

市民が、主体的に学習活動や社会参加を行うことができるよう多様な学習機会や場及び情報を提供するなど、社会教育の充実を図る。

- (1) 身近な生活課題からより専門的な課題まで市民の多様な学習要求に応えるために、幼児から高齢者まで、すべての市民に対応した学習機会や場を提供する。
- (2) 市民の多様な学習活動が活発に展開されるよう公民館、図書館等の社会教育施設の整備・充実を図る。
- (3) 家庭や地域社会の教育力の向上を図るために、地域に根ざした社会教育活動を展開するとともに、より豊かな学習・交流の機会、情報提供を充実する。
- (4) 文化遺産の保存と活用を十分に行之ながら、歴史的環境・資料の保存、活用及び郷土理解の推進を図り、市史の普及推進に努める。

—— 基本方針6 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進 ——

市民が生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供するなどの支援を行う。

- (1) 市民が身近で様々な芸術文化について鑑賞の機会が持てるよう、市民会館・郷土資料室・プチギャラリー等の文化施設を整備、充実するとともに市内に伝わる有形・無形の文化財の保存・活用と市民がそれらに接する機会の充実を図る。
- (2) 市民の健康づくりを進めるために、体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、市民がお互いに高め合えるような活動組織づくりや指導者の養成等の支援に努める。
- (3) 市民が生涯を通じてレクリエーション活動に親しみ、生き生きとした市民生活が送れるよう各種事業の充実と努めるとともに、多摩川などの豊かな自然を生かした文化活動の機会や場を提供する。

3 社会教育の体系と主要施策





